

【附則第1条（施行期日）】

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後にされた公益通報について適用する。

1. 本条の趣旨

本条は、本法の施行期日を、公布日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とし、本法の施行後にされた公益通報について本法を適用することとするものである。

2. 説明

（1）本法は、営利企業、行政機関、各種の非営利団体などのあらゆる事業者を対象とする制度であり、制度の周知や、対象法律について定める政令（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号））・本解釈指針等を踏まえた通報受付体制の整備などに十分な準備期間を設ける必要があると考えられた。

（2）このため、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の例に倣い、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされたものである。

（3）平成17年3月、政府は、公益通報者保護法の施行期日を定める政令（平成十七年政令第百四十五号）を制定し、公益通報者保護法を平成18年4月1日から施行することとした。今後、平成17年度において、制度の周知、事業者の通報受付体制の整備などが行われることを想定している。

（4）また、本法の施行期日以前に行われた公益通報を理由として、施行期日以降になされた解雇等に本法を適用することについては、

- ① 施行前に駆け込みで解雇等がなされる懸念があること
- ② 施行前の公益通報については、受付側の体制が整っていない可能性があること

等の理由により適当ではないと考えられることから、本法は、本法の施行後にされた公益通報について適用することとしたものである。

（5）なお、本法の施行前の事案や公訴時効が成立している事案についても、通報が施行後にされたものであれば対象となる。これは、過去の事案であっても、例えば、有害物質を土中に埋めた場合のように、現時点で国民の生命、身体等に被害が発生する場合が考えられることから、施行前の事案等について一律に対象外と

することは適当ではないためである。

【参考】個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附則第2条（検討）】

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1. 本条の趣旨

本条は、本法施行後5年を目途とした法施行状況の検討及び当該検討結果に基づく本法の見直し等必要な措置について規定するものである。

2. 説明

- （1）公益通報者保護制度は、近年の企業不祥事の続発等を踏まえ、国民生活にとって優先度の高い分野を対象として整備するものである。
- （2）また、平成15年5月の国民生活審議会の提言においても、「制度化後の運用状況を踏まえ、必要な見直しについて検討を行っていく必要がある。」と指摘されたところである。
- （3）これらのことから、本法施行後5年を目途に、施行後の企業不祥事の発生状況、本制度の運用状況等を踏まえ、必要な見直しを行う旨の規定が置かれたものである。
- （4）本法施行後検討を加えるまでの期間については、
- ① 施行後3年程度の運用状況を把握した上で、その状況を踏まえて、4年目から5年目に各分野の有識者や専門家の意見を聞き、必要があれば法改正等を行うことが適当と考えられること
 - ② 同様の民事ルールである消費者契約法の附帯決議においても、法施行の5年後の見直しが規定されていることから、5年を目途として検討を加えることとされたものである。
- （5）なお、国会での法案審議の際、衆・参双方の内閣委員会において本法に対する附帯決議が行われ、いずれの決議でも、本条の規定に基づく本法の見直しについて指摘があったところである。

○国民生活審議会消費者政策部会「21世紀型の消費者政策の在り方について」
(平成15年5月28日)
第4章 消費者政策の実効性確保
第4節 公益通報者保護制度の整備

1. 制度の目的・必要性

(5) (中略)

また、以下に述べる公益通報者保護制度の内容は、近年の不祥事の発生を踏まえて制度化を図るべきものをまとめたものであり、制度化後の運用状況を踏まえ、必要な見直しについて検討を行っていく必要がある。

○公益通報者保護法附帯決議

【参考】衆議院 内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成 16 年 5 月 21 日）

9 附則第 2 条の規定に基づく本法の見直しは、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。

【参考】参議院 内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成 16 年 6 月 11 日）

6、附則第 2 条の規定に基づく本法の見直しは、通報者の範囲、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。